

## 第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日 平成24年11月6日 (火)  
午後1時半から
- 2 場所 流山市役所第2庁舎第303会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、山口副会長、柴委員、西村委員、前田委員、松本委員  
廣田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 加茂財政部長、伊藤財政調整課長補佐、松岡主事、古川臨時職員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題  
(1) 新規及び増額補助金等に対するヒアリング（1日目）  
対象課：図書・博物館、障害者支援課、農政課、商工課  
(2) その他
- 8 配布資料  
補助金追加により一式資料差し替え、補助金実行プラン追加分

(伊藤会長)

それでは、今日の議題に入りたいと思います。本日の会議は、委員、全員（出席7名、欠席0名）ですので、会議は成立していることをご報告します。

なお、あらかじめご報告申し上げますが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しておりますことから、本審議会も公開といたしますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

本日は、「平成25年度予算に係る補助金のヒアリング」を行います。

ヒアリングに先立ちまして、事務局から報告事項があります。

(事務局)

第1回の補助金等審議会で、配布が間に合いませんでした補助金等適正化実行プランについて、お手元に配布させていただきました。

内容としましては、コミュニティ課で増額要望があった「地域まちづくり協議会

補助金」、「防犯灯電気料金等補助金」、「防犯灯設置費補助金」の3件と、ここで、新たに増額要望として追加する「自治会館建設費補助金」の1件、計4件と障害者支援課の3件で課長印のついたものと差し替え、また、国保年金課の「はり、きゅう、あんま等施設利用助成金」の当初要求額の変更と一部内容の変更となった「人間ドック利用助成」の2件。リサイクル推進課の「ノーレジ袋エコポイント付与助成金」1件になります。

なお、前回配布しました資料についてですが、補助金の追加がありましたので、一式を差し替えさせていただきたいと思います。

(伊藤会長)

次に、ヒアリングに使用する「審査表及びコメント表」についてお願いします。

(事務局)

審査表及びコメント表は、新規事業3件分の表がA4横のもの、増額等のものがA3縦の様式で準備させていただきました。新規のものは左から番号、補助金名、要望額、そして、評価欄になります。増額等のものは、前年度との比較が追加されております。

また、新規は何れも、評価基準は前回の会議で決めた様に、評価区分は4段階、総合評価を3段階とします。

(伊藤会長)

それでは、ヒアリングを行います。説明時間は5分、質疑応答を含めて15分とさせていただきます。

本日の対象補助金は、お手元の一覧表のとおりです。ではお願いします。

(図書・博物館) <流山市国・県文化財保存事業補助金について>

私は図書・博物館長の鈴木と申します。今回提案させて頂くのは国・県指定文化財及び国登録文化財の保護に関する助成金で、新規事業となります。この助成事業の内容について申し上げます。

流山市もご案内のとおり、つくばエクスプレスの開通をはじめ、市内交通網の充実により、街の様相も急激に変わってきました。こういった中で、私どもが担当している歴史的有形文化財を良好な状態で維持し後世に伝えていくことは、本市にとっても大変重要であり、意義あるものと考えております。流山市では、文化財の保護に関する条例、条例の施行規則がございます。その中で、市指定文化財の保存・修復に係る補助金交付等の補助制度を定めております。しかしながら国登録文化財については修理助成制度がございません。たとえば建造物の設計の管理費用だけで修繕する費用は適用されないということです。そこで、今回市独自で提案するものでございます。現在市内の指定有形文化財以外に、国の登録有形文化財は2件ございます。そして、県の指定文化財は2件ございます。国の登録文化財であります新川屋や寺田園旧店舗（見世蔵）は、特に流山市のランドマーク的な役割を果たしているとも言えます。今回建造物の保存と維持管理ということで非常に公益性があるということで、また費用の助成を行うことによって所有者の負担軽減、次の世代に

継承していくにあたり文化財の保護、保存は非常に大切なものであり新しい事業としてつくらせて頂きました。補助金の金額は、市の指定文化財と同様で、補助対象経費の2分の1で、100万円が限度となっています。具体的に対象としては、昨年の東日本大震災の影響により悪化した寺田園旧店舗（見世蔵）の屋根の傷み、漏水に伴う修理費等となっています。

今回この内容については、24年度で対応したいと考えております。次年度以降につきましては、現在助成の対象がございませんので物件がでてきた時点で市の補正予算として計上していきたいと思っております。内容につきましては、以上でございます。よろしくご審議の程をお願いします。

（伊藤会長）

それでは、早速審議お願いしたいと思っております。

（松本委員）

25年度の予算要求額がゼロになっていますよね。

（図書・博物館）

はい、まだ来年は該当するものが無いのです。

（松本委員）

予算として新規案件になっている意味がよくわかりませんが、予算として要求を0ではなく100万円としたほうがわかりやすいように感じますが、0で新規というのは分かりにくい様な気がします。

（山口副会長）

新年度は0だけど、こういうことが起きた時には対応するというので、お聞きしていますよね。制度として定めることが是か否かかというか、来年は対象が無いが制度として要綱等を定め、その都度でてきたら対応できるようにするというご提案ですね。

（図書・博物館）

本来、新規ということなので補助金等審議会にもっと早くご提案し、ご意見をいただきお願いすべきでしたが、急を要したことから対応させていただいたところで。申し訳ありません。

（西村委員）

勉強不足で申し訳ないのだけど国・県・市指定の文化財の体系はどうなっているのですか。

（図書・博物館）

国の場合は登録文化財と国県指定の文化財があり、文化財として指定するにあたっては市の文化財審議会を経て県・国に提案するものです。

県指定の文化財は県文化財審議会、国は文化審議会があり指定をします。その場合の補助金は国が90%補助し、残りは県と市で10%になります。県の指定文化財は県が中心に補助し、市の指定文化財に関しては市の文化財審議会にて指定し、これは市が単独で補助します。文化財には所有者、管理者がありその方たちからの

申請があり、市が受けて国・県にお願いする形になります。

(伊藤会長)

それではよろしいでしょうか。次のヒアリングにいきたいと思います。

(障害者支援課) <福祉タクシー利用補助金について>

障害者支援課長の増田と申します。3件ございます。まずは、福祉タクシーの助成金からご説明させていただきます。

この事業は市内に居住する重度障害者の社会活動の範囲の拡大を図るものであります。

公平性についてですが、こちらを利用できるのは市内に住所があり住民基本台帳に記載のある重度の障害者、重度障害者というのは障害者手帳の1、2級または3級で、これは1種の下肢障害です。そして、知的障害者④からA、精神障害者1級になり、こちらが重度障害者となります。

この事業の必要性についてですが、市内に居住する重度障害者の社会活動の範囲の拡大に資するためのものでありますが、病院等の通院する際の手段としても利用できます。この効果といたしましては、市内で福祉タクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成し心身障害者の在宅福祉の向上に寄与するものです。

平成24年8月現在対象者では1,107名、延べ利用者数で平成22年度は33,536名、平成23年度33,912名、平成24年度は34,142名と障害者の増加とともに利用者数の増加もしております。

続きまして適切性についてですが規則に則りまして、適切に実施をしております。今後も補助金の目的に沿って支援していきたいと思っております。以上です。

(伊藤会長)

それでは質疑にいきたいと思っております。

(前田委員)

22年10月と23年10月と審議会にもかかっていましたが、22年度はAランク、23年についてもAランク、そういう点で継続性に悩むところでした、8(本補助金の改革すべき点)のところとかですね、きちんと書かれていない、私が重要視しているのは答申をきちんと読んでいるのかなんですよ。私たちの評価を丁寧に扱ってもらわないと、と思っております。

皆さんのところから提案されたものを私たちは一生懸命審議しているので丁寧に扱って頂きたい。

(伊藤会長)

率直なご意見になりましたがいかがですか。

(西村委員)

算出基準の中の伸び率をみると結果的にはあまり変わらないので増額ではなく昨年と同じで良いのではないのでしょうか。論理上での計算でこの程度であれば前年並みだし、審議しなくても良いんじゃないかなと思っております。あえて計算上で増額と出されている訳であり、この程度なら審議する必要がないんじゃないかと思

ますが。

(伊藤会長)

ただ、どうなんでしょう。役所の決まりとして増額の場合は審議が必要なんですかね。そんなに目くじらたてるほどのことではないですがね。このようにほとんど変化がないようであれば審議会でヒアリングの必要は無いのではと思いますが。事業自体は重要なことですがね。何かこうしなければならないということはありませんか。

(松本委員)

これはニーズが強いし1, 107人が利用していると言いますが使わない率もあるんじゃないかなと思いますよ。例えば6枚使う人が何人、8枚使う人が何人という様に計算していけばもっと素直に表すことができるような気がしますよ。

(障害者支援課)

おっしゃるとおりで1, 107名というのは利用者の数ではなく、対象者の数になります。1, 107名に券を配布しますがその中で使用していないのは半分弱ぐらいになります。

(松本委員)

では利用者の皆様は無駄使いをしている訳ではないということが分かりますね。

(伊藤会長)

ではいかがでしょうか。

(障害者支援課) <心身障害者一時介護料助成金について>

では、次の補助金の説明をさせていただきます。次は心身障害者一時介護料助成金です。まず公益性についてですが、こちらの目的は在宅障害者を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護人に看てもらった場合その費用の一部を助成することによって保護者の経済的負担の軽減を図るものであります。

公平性についてですが、助成を受けることができるのは市内に在住し、かつ住民基本台帳に記載されている介護者、または世帯主でございまして一時的に介護ができなくなった場合です。

介護ができなくなる理由としては介護者本人またはその家族の傷病、出産など冠婚葬祭での出席、旅行への参加、または介護疲れという理由でも支給をしています。

支給にあたっては助成規則にのっとっております。必要性については言うまでもなく保護者の経済的負担への軽減を図ることです。

こちらの効果についてですが在宅障害者について一時的に有料で介護を依頼した場合の介護費用及び介護証明手数料の一部を助成するものであり在宅障害者及び介護者の精神的、肉体的負担及び経済的負担の軽減が図られます。

適切性につきましては規則に則って適切に実施しております。より市民の福祉の向上に非常に役立っているものです。説明につきましては以上です。

(伊藤会長)

では委員の方、ご審議お願いします。

(山口副会長)

増額ということですが、増加が見込まれるということですね。

(障害者支援課)

はい、過去の伸び率から計上しております。

(西村委員)

24年度支出予定額の伸び率19.9%を8%で設定しているのはなぜですか。

(障害者支援課)

あまり伸びすぎないように抑えて計上しております。

(山口副会長)

こういったものは伸びを予想して計上するものですかね。

(障害者支援課)

いえ、もちろん伸びてないものであれば下げて計上します。

過去の実績をもとに伸びを見込めるのであれば見込んで計上します。

(伊藤会長)

はい、ではよろしいでしょうか。次にいきたいと思います。

(障害者支援課) <就労支援施設利用者負担助成金について>

はい、では次に就労支援施設利用者負担金助成について説明させていただきます。

就労支援施設を利用する障害者の利用料を助成することは障害者の就労を支援し利用者負担の軽減を図ることで、障害者の社会的参加の促進と障害者の社会自立を促進させることができます。これは、流山市障害者就労支援施設利用者負担助成金規則に則って実施しております。

公平性についてですが障害者からの利用申請に基づきまして、障害者自立支援法に則り、公平、公正に支給決定をおこなっております。公平性は保たれているものと考えております。

次に必要性についてですが、就労支援施設を利用した場合、世帯には原則1割の負担が発生致します。就労施設を利用する障害者の工賃は依然として安い状況です。追加資料、横の「市内の就労施設支援の状況」というものを出させて頂きました。

こちらに月平均の工賃が記載されています。これがこの就労支援施設で働いている障害者の方々の一ヶ月平均の工賃でございます。この就労支援施設を利用する人の工賃は低く1割負担の利用料が受け取る工賃を上回ってしまうことも考えられます。利用者負担増が原因で障害者が必要なサービスの利用辞退を防ぐためにもこの助成は有効であり必要であると思われまます。

効果といたしましては利用料の1割負担を助成し障害者及び家族の負担を軽減することで障害者の自立の促進を図ることができます。

適切性につきましては規則で指定された内容で審査し調整がおこなわれ、障害者の支援に役立ってきたものです。今後も障害者の支援に役立っていけるよう継続し

ていきたいと思います。以上です。

(伊藤委員)

ではご審議をお願いします。

(山口副会長)

算出基準の新規利用者の7,500円はどうやって出していますか。

(障害者支援課)

これは平均利用料です。一番高い方で37,200円です。もちろんかからない方はゼロでございます。この全体の平均が7,500円です。

(山口副会長)

この新規利用者1名というのははっきり見込まれるのですか。

(障害者支援課)

いえ、これはあくまでも見込みです。

(松本委員)

これは、国に要請することはできないものですか。市でやっている訳でしょ。

(障害者支援課)

これは1割負担の金額で、あとの9割は国、県、市でやっています。

(前田委員)

平成25、26、27年の適正化実行プランを見ますと、内容がほとんど変わっていきなくそのまま写した感じだからもう少し切実なことを実行プランに表して丁寧を書いてほしいと思いますが。

(障害者支援課)

はい、すみません。貴重なご意見ありがとうございました。

(伊藤会長)

はい、ではよろしいでしょうか。

では次にいきたいと思います。農政課の方よろしくをお願いします。

(農政課) <農林水産業の振興に関する補助金(保全管理水田維持管理事業奨励金について)> <農林水産業の振興に関する補助金(農用地有効活用事業奨励金について)> <農林水産業の振興に関する補助金(農業生産法人設立支援事業について)>

では3つある中で、まず、保全管理水田維持管理事業奨励金についてご説明させていただきます。

補助金の趣旨、目的でございますが、農業者が遊休水田の草刈を適正に行うことにより、農地の適正な保全を図り荒廃化と病害虫の発生を抑制するとともに、産業廃棄物などの不法投棄を防止し、良好な景観保持と農地の持つ多面的な機能を保全するものであります。

内容、効果につきましては、病害虫の発生、産業廃棄物等の不法投棄を防止し、周辺水田の生産性を確保することができるとともに、水田の持つ多面的な機能(貯水機能、ヒートアイランド現象抑止機能等)を保全することで、地域の防災や地球

環境の維持に寄与しているものでございます。

次に農用地有効活用事業奨励金についてご説明させていただきます。

補助金の趣旨、目的ですが農用地の有効利用の増進とその保全のために必要な事業を推進し、遊休、荒廃農地の解消を図るものでございます。

内容、効果についてですが、高齢化による担い手の不足等の理由により、耕作ができない農家とその土地を借り受けて経営規模を拡大したい農家間に農業経営基盤強化促進法（こちらは平成5年に制定されました）に基づく農用地利用集積の設定が新規になされた場合に土地の貸付者に対して、貸付面積に応じて奨励金を支払うことで、農地の荒廃化を防ぐとともに休耕農地を減らすことができ、農用地の有効活用を図るとともに、緑の保全に寄与するものでございます。

続きまして、農業生産法人設立支援事業についてご説明させていただきます。こちらは新規の事業でございます。この補助金の趣旨、目的ですが産業としての農業の自立を図るため、農業生産法人設立に関わる講習会や研修会を開催し、法人化を目指す先導的な農業者を支援するものです。

内容、効果につきましては、農家の高齢化や後継者不足という全国的な課題があり、平均年齢が66.5歳（流山市）では、この先10年後を見据えた場合、農業はより厳しい状況下に陥ります。そこで家族的経営から企業的経営でその課題解消を秘めた農業生産法人が注目されており、本市でも設立にあたりその費用の一部を支援、促進するものでございます。

以上農政課のほうからの説明を終わらせて頂きます。

（伊藤会長）

それでは、今農政課の方から3つご説明いただきましたが、順不同でよろしいのでご審議いただきと思います。いかがでしょうか。

（前田委員）

この新規を除きまして2件は平成22年の何回目かの審議会で極めて厳しい見直しの評価をしているんですよね。ご存知ですか。答申は見ていますか。

（農政課）

はい、みております。

（前田委員）

見ているのであれば適正化実行プランの8番（本補助金の改革すべき点）にきちんと書いた方がいいんじゃないですかね。

農用地有効活用事業奨励金についてですけど、これは補助期間が極めて長期化であること、何十年も続いているんですよ。

これは、公平性からみても改善改革の必要があると、前回の答申で出ているんです。今回の実行プランを見ますとその件はほとんど改革もないし例年どおり書き写した感じですよ。これはどういう認識でやっているのですか。

（農政課）

保全管理水田維持管理事業奨励金ですが、実はこれは平成24年からなんです

奨励金の見直しということで、今までは㎡あたり7円ということでしたが6円に見直しをさせていただきました。

(前田委員)

私が申し上げているのは答申で指摘されたものを常に活かしておられますか、という事なんです。当然検討されていなかったのなら答申というのは何のためにあるのかと思いますね。見直しをしたのであれば成果というかこちらに書いてもらわないとわれわれ委員としては評価のしようがないんですよ。

(伊藤会長)

確かに私たち委員、財政の事務局さんを含め苦勞して市長にこういった答申をだしているわけですからきちんと表して頂く必要はあるんじゃないかと思いますね。

(農政課)

今の保全管理水田維持管理事業奨励金についてですが、価格の見直しで1㎡7円から6円に変更があり、農用地有効活用事業奨励金に関しては3年もの6年ものなど更新の価格のところで20円だったものを10円にしたり24年度からは新規分に限って1本化したりと、そういった見直しをしております。ただ、周りの耕作しない人はそれでもいいかもしれないけど、周りへの影響ということがあり長年続いているのは確かにご指摘のとおりですが、耕作している人への影響がありますので削除できないというスタンスで価格の見直しでということでおこなっております。

(伊藤委員)

そのへんの内容をわかりやすく一言でも書いて頂けるといいんじゃないですかね。あとはよろしいですか。

(山口副会長)

個人的には荒廢化を防いだりする事は必要なことだと私は思いますが長年続いているというのは市全体から見て公平性の面でどうかということがありますよね。ただどうしても必要価格の見直しなど、こういう軽減の仕組みを図っていますということを表していただければ良いと思いますね。

もうひとつ、農業生産法人の設立支援事業の農用地の活用ですがこれも同じですよ。要するに高齢化が進み、経営が厳しいからこれは貸付しましょうということですよ。

(農政課)

実は農用地利用集積推進事業の中の貸付のことをございますが、これは全国的なものになります。5年後、流山の農業の所得で500万円以上かつ年間の作業時間2,000時間未満にするというそういう条件等のもとに(認定農業者を市長が任命しますが)、農業改善計画を提出し、市長が認定した認定農業者や農業経営規模を拡大したい方を対象に農地の貸し借りを農用地利用推進事業の中の今回奨励金の額をアップさせて頂きましたが、本来この貸付奨励金は認定農業者を中心とした奨励金でございます。

さらに、この認定農業者の上に行くものは、この農業生産法人の組織をさしていますが認定農業者よりさらに規模を拡大したい農業者、ようするに家族的経営から企業的経営を目指す方が来年度このような農業生産法人を目指して人を雇ってやりたいという意向がございましてこの事業を新たに来年度立ち上げさせて頂いています。

限度としては10万円の補助金を交付したいということであげさせていただいております。

(伊藤会長)

補助金10番、11番に関してちょっとよろしいですか。個人的に11番の農業生産法人設立支援事業は大賛成です。なぜ大賛成かというと10番の担い手がない、成長しない、しかし農業は重要だということですが、こういうのに補助金を出す必要はないのではないかと思います、そこでこの11番ですが今は別々ですがこれを10番と一緒にやるのであれば大賛成です。

(西村委員)

今の11番の法人化の規模については、われわれはどういう形でみればいいですか。マスタープランは、どうなってますか。

(農政課)

最終的な理想でございしますが今、担い手がない中で農地が残ることが懸念され、そういう農地を取り込んでいければと考えています。

(西村委員)

それはわかるんだけど、目指している法人の規模だとか。

(農政課)

実は今、目指している方は5,000㎡の農地を活用したいと言う説明を受けています。

(松本委員)

今の11番だけでも一人のやりたい人だけを援助したいという目的でというふうにしか見えない気がしますが。農業の産業化を図ろうと大々的に言うならもっと10社ぐらいつくる予定とかもっとそういうのが出てこないかなと思うんだよね。ビジョンのない話だなと感じます。

(農政課)

今のところ1社だけの予定ですが10万円のうちの中に2万円(専門家の講師料)があります。実は、県に農業会議がありまして必要であれば講師を招き説明会を行っています。そういう要望があれば来年度補正で対応していただければと思います。

余談ですが、皆さん農地をお持ちで農業者は貸すことによって権利がそちらに移ってしまうのではないかという考え方がいまだにあるようです。これを推奨することによって安心して貸せますよということでこの事業はすすめているところでございます。

(松本委員)

市が間に入ってというのは良い事だけど10番の件数金額を見ると縮小しているのか、上手くいってるだけに減ってるのかどちらですか。

(農政課)

先ほども申し上げたとおり、6年以上の貸付について2,000円という奨励金を出していたんですが、24年度から貸付年数の多い少ないに限らず、一律1,000円に見直したことから、前年度より利用面積は増えているものの、奨励金は下がりました。

(山口副会長)

私が思ったのは農業生産法人がこういったものを推奨していけば草刈の費用とかそういうビジョンを示して頂くような政策をもっていった経過的なものとしてこういった費用が必要ですねと整理していただければね。去年は園芸関係の補助金とかいろいろありましたよね。ああいう関連も含め示して頂ければよいのではと思います。

(農政課)

先ほど認定農業者という話がありましたけどあくまでも一個人の集まりなんです。すべて、一農業者が拡大して経営したい方たちなのです。農業政策になりますと会社組織にして農地を改革するなどいろいろとあります。

今後皆さんの賛否がいろいろとあるかもしれませんが、例えば、機械購入の時にある程度の支援が必要になるなど色々あるとは思いますが、今の現状ではまずやる気のある農家さん、その部分について支援するという現状です。

(山口副会長)

国の補助はないのですか。

(農政課)

今のところ国の補助はありません。

(伊藤会長)

ではよろしいでしょうか。

休憩時間(10分)

ではお時間になりましたので、商工課のヒアリングに行きたいと思います。

よろしく申し上げます。

(商工課) <中小企業資金融資利子補給金について>

では中小企業資金融資利子補給金についてご説明させていただきます。

この制度は中小企業資金融資の貸付者に対し、借入れにより発生した利息の一部を補助することにより、負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内中小企業者の育成と振興を図るものでございます。算出基準はごらんとおりですが、資金の中で運転資金、設備資金の利用が一番多いので実質金利1%程度で中小企業が借りることができるということで、私どもとしては支援に大いに役立っていると考えております。そして補助金の推移ですが22年度が約1,250万円、23年度が約1,

452万円、24年度予算額が1,492万円です。約1,500万円程度となる見込みです。

この補助金の改革すべき点ですが企業の自助努力だけでは防ぎようのない外的要因に対して、効果的かつ適正な措置を講じていくことこそが行政の責務であり、近隣市の中には、市内中小企業の経営の安定のため、市の融資制度のみならず、県融資制度利用者、セーフティーネット保証融資利用者についても利子補給の対象者としているところもあることから、今後の動向も踏まえ、制度の見直しを検討したいと考えております。

平成25年度予算要求にあたっての見解ですが、本市における企業立地の促進と中小企業の経営安定及び育成と振興を図る観点から、現状維持すべきであると考えます。平成23年度の利子補給金額は予算額に不足が生じたため流用により対応しました。厳しい経済情勢を反映し、平成24年度半ばには融資枠がひっ迫したことから平成24年11月に融資枠を1億円拡大しました。このため、平成25年度予算においては、平成24年度の実績と、1億円の枠の拡大を考慮して予算要求したものでございます。以上です。

(伊藤会長)

ありがとうございました。はい、ではご審議お願いします。

(前田委員)

今回の審議会にかかる適正化実行プランの中で前回指摘された事項について、改善改革に対する見解を明確に出しているのはおたくだけなんですよ。それは非常に結構なことですね。額は高いものでありますがきちんとした姿勢がうかがわれますし、優先順位としては高くしてしかるべきと、私としては非常に評価をしたいと思います。この利子補給金はずっとあるものですがあるときは非常に重要になったりあるときはすごく評価されたりと今後においても重要なことであると私は思います。

(伊藤会長)

これは景気の厳しい状況の中、大いに役割を果たせていけそうですね。

(松本委員)

今年の予算が1,729万円の要求ですよ。適正化実行プラン4番の算出基準の中で利率が書いてありますが1,729万円になる根拠がまったく不明なのですが。あとでいいのできちんと計算式をわかりやすく書いて頂ければと思います。

あとこれは中小企業金融融資の貸付者に対して補助しているのですか。借主ではないのですか。

(商工課)

すみません、これは借主に対しての間違いです。

あとこの利子補給率についてですが、運転資金や設備資金などありますが重要性を踏まえて基本的には現状の利率に対する割合(7割ぐらい)は助成できる率で考えております。また1,700万の算出基準についてですが、24年度決算見込みを

踏まえて今回融資枠が1億円増えたということはそれだけ貸付金も増えたということですから助成する補助金も増えるわけです。それを見込んで算出させて頂きました。

(伊藤会長)

はい、ではよろしいでしょうか。次の説明をお願いします。

(商工課) <商業振興共同施設維持管理費補助金について>

では、商業振興共同施設維持管理費補助金について説明させて頂きます。

これは主に、商店街の街路灯に対する補助金です。この補助金の目的ですが商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便の向上、安心安全なまちづくりに寄与するため経費の一部を補助するものでございます。

効果、内容についてですが、商店街など商業団体が維持管理する街路灯等の共同施設の経費（電気料等）の一部を補助しています。商店街の負担の軽減と市民が夜でも安心して通行できるよう利便性と安全性の確保に貢献しているものと考えております。

算出基準についてですが、平成19年度まで各商業団体の街路灯の電気料金並びに駐車場及び駐輪場に係る用地賃貸料を補助対象経費として、実績に応じて補助割合を7段階に分けてその比率を乗じて得た額を補助金として交付していたところでありました。平成20年度からは、市内商業団体の厳しい状況に配慮し、電気料金については100分の50に相当する額としたところでございます。

しかしながら、商業団体においては一層経営状況が悪化し、存続さえも困難となり解散する団体も現れております。このような状況でも、街路灯は安心安全なまちづくりの観点から、欠かせない街の公益的施設であることを踏まえ、街路灯の電気料金について要綱を改正し、平成20年度から3年間をめぐりに全額補助としたうえで電気料金軽減のためのLED化を商店街等に強く働きかけました。

その後平成23年度以降の電気料金の補助割合については、従来の100分の50に戻しています。

本補助金の改革すべき点ですが、街路灯は、安心安全なまちづくりの観点から欠かせない街の公共的施設であります。こうしたことを踏まえ、街路灯の電気料金について要綱を改正し、平成20年度から3年間を目途に全額補助し、合わせて電気料金軽減のためのLED化を商店街等に強く働きかけてきたところです。その際、平成23年度以降の電気料金の補助率を従来の100分の50に戻すということをご前提としましたが、LED化が図られた商店街等は対象商店街等の半分ほどでした。現在も電気料の高い電球を利用している商店街に対しても100分の50の助成をしていますが、今後補助率の引き下げについて検討する必要があると考えております。

しかしこれを行うと商店街が衰退している中で実際に補助率を引き下げるというのは、なかなか難しいものがございます。そして、平成25年度の予算要求にあたっての担当課としての見解ですが、安心安全な商店街の確保、また、明るくきれい

な商店街は市のイメージアップにつながるなど、商業振興に十分寄与するものであり、公共性を有することから引き続き補助していきたいと考えております。

現在のLED化の状況ですが16商店街のうち6商店街がLED化し、2商店街が省エネ化で白熱灯から蛍光灯に交換しました。街路灯の数は市内に533灯あり、そのうちLED化が320灯約43%、省エネ化が213灯29%です。ご存知のとおり、衰退する商店街もあることからこの管理を自治会の方に任せて防犯灯として管理してもらえないかという要望が商店街の方から寄せられています。

私どもとしては、このへんの判断は非常に難しいところでございます。また商店数が減ったということで街路灯を減らしたいという意見もきており、安心安全な街づくりという観点から、こういったものの対応に非常に苦労しています。

先ほどLED化すると申しあげましたが街路灯の仕様にもよりますが一本直すのに7万円から10万円かかります。そうしますと多い商店街では30本から40本ありますから、市からの助成が廃止されるとLEDの推進は非常に難しくなると考えております。今後どのように対応するか検討をしていきたいと考えています。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございます。何かご意見ございますか。

(山口副会長)

この増額の意味がよくわかりません。算出基準はどうなっていますか。

(商工課)

これは電気料が8%上がったことによるものです。ちなみに白熱球からLEDに変えると仕様にもよりますが、電気料金はだいたい3分の2から半分に下がります。私どもとしましても市の負担を少なくし、商店街の負担も少なくなることからなんとしてでもLED化を推進したいと考えております。

(伊藤会長)

はい、では次よろしいでしょうか。

(商工課) <エコアクション21認証取得支援事業補助金について>

この補助金の趣旨、目的でございますが近年国民の環境に対する意識は高く、企業に対しても厳しい目が向けられています。企業にとっては環境関係の認証を取得することが社会的な責務となりつつあることから、市としても市内企業育成の立場から助成を行うものであります。

内容、効果についてですが環境関係の認証制度としてよく知られているISOは、取得するために多額の費用を要し、中小零細企業にとっては非常に厳しいというのが現実であります。取引先が国内に限られている小規模な企業にとって国際認証であるISOを取得する必要はなく、比較的安い費用で認証を取得できるこのエコアクション21は流山市内の中小零細企業にとっては非常に有益な制度であり、認証を受けた企業の社会的な評価も上がるものと期待しています。また、認証を受けたことにより一定の基準に則り環境対策を進めていくことが義務付けられることから、場当たりの環境対策ではなく、計画的な対策が施され、従業員の環境に対す

る意識改革が図られます。

このエコアクション21というのは環境省がすすめている認証制度でございます。本補助金の改革すべき点ですが、この認証制度の認知度は高いとは言えず、取得した事業所の社会的な評価が上がるかどうかは未知数であります。しかし環境省も普及に力を入れており、認証を取得した事業所も増えてきています。流山市役所もこの認証を平成21年度に取得しており、市内企業の認証取得を積極的に推進したいと考えております。

エコアクション21はISOと比較し安価で導入ができ、経費削減や生産力の向上を図ることができます。さらに環境負荷のかからない循環型社会作りを目指すものであることから、市としても市内企業を支援する必要があると判断しました。市内企業の環境に対する意識を高め、企業の社会的な評価を高めるためにも補助をしていきたいと考えております。以上です。

(伊藤会長)

はい、ではいかがでしょうか。

(松本委員)

このランニングコストはいかがでしょうか。

(商工課)

ランニングコストは3年ごとに認証を受ける必要があり、その認証経費が30万ぐらいかかります。

(西村委員)

対象となるのは市内でどのぐらいですか。

(商工課)

先月、商工会議所のほうで説明会を開いたところ10人ぐらいいらっしゃいました。

(西村委員)

近隣でやっているところはありますか。

(商工課)

白井市が3分の1補助で上限が5万円、松戸市は限度額が5万円です。

市役所内部では、エコアクションについては環境部門が推進に力を入れていまして、このような認証制度をやりますと職員が一定の基準に則り環境対策を行いますので職員の意識も上がります。そういった意思改革が図られるということでは有効であると考えます。

(山口副会長)

このエコアクションを取得すると企業は何かメリットがありますか。

(商工課)

環境関係の認証を取得するということが社会的な責務になりつつありますが、ISOはハードルが高く流山市中小零細企業は取得が不可能ですのでこの環境省が推奨しているエコアクション21という認証を推奨していこうと考えました。

(山口副会長)

私がお聞きしたかったのは入札の時に I S O がないと入札できないことはありますか。そういった事業所にとってメリットみたいなものはありますか。

(商工課)

私どもの情報の中ではそのような優位性は現状ではないかと思われま

(松本委員)

I S O の場合は国際性があって国内だけでなく中小企業の方が輸出した時も評価は高くなりますよね。このエコアクションは海外が評価するようなくみになっていますか。国際的な評価についてはどうですか。

(商工課)

おっしゃるとおりこの認知度が国際的にどこまであるかというのはわかりません。しかし流山市中小零細企業の場合、海外で勝負をするというのは極めて少ないと考えられます。

(松本委員)

では、国内企業だけが対象になっているのですね。

(商工課)

流山市中小零細企業にとって I S O を取得するのは非常に厳しいと思います。

(伊藤会長)

I S O が中小零細企業にとって現実問題難しいということですが、やはりこのエコアクション 2 1 を近隣の市と協力し、国、環境省にも宣伝、認知度を高めてもらいたいですね。

(西村委員)

これは、商工会議所と連携しているのですか。

(商工課)

エコアクション 2 1 というのは私ども市役所でも取得し商工会議所で、企業を集めて説明会をやっていく形です。

(前田委員)

市内の会社の社長さん方が毎週 1 回朝 6 時からの勉強会をやっていらっしゃいますよね。その中にこのようなものが話題として出されていますか。

(商工課)

今のは倫理法人会のことだと思います。倫理法人会には私どもは出席はしていないので説明はしていませんが、他の会議の中では市の政策についてはご説明させて頂いております。

ただ、今のご時世、環境認証の取得については二の次、三の次になり後回しになってしまいます。私どもとしましてもお願いはできるのですが、無理に押し付けて推奨できないのが現実です。

(伊藤会長)

やはり宣伝の必要と入札時などの時の優遇措置があればまた違うかもしれませ

んね。では次のご説明をお願いします。

(商工課) <国際基準規格認証取得支援事業補助金について>

では、ご説明させていただきます。

こちらの趣旨、目的ですが国際標準化機構が定める規格 I S O 1 4 0 0 0 シリーズなどの認証取得をすることにより、市内中小企業間の競争力及び信用力の向上が図られ、本市産業の振興と地域経済の活性化に寄与するため、国際基準規格の認証取得に要する経費の一部を補助します。

内容、効果については認証取得に要する経費の一部を補助することにより、市内中小企業の国際規格認証の取得を促し、また、企業間の競争力の向上及び経営基盤の安定が図られ、本市産業の振興と地域経済の活性化に寄与するものと考えます。

算出基準、補助金推移はご覧のとおりです。

本補助金の改革すべき点ですが、本市の企業で国際的な取引をしている企業は多くはないのですが、近年は日本国内の景気低迷から、海外へ活路を求める中小零細企業も増えつつあり、本市の企業も例外ではありません。海外の企業と取引したり、生産拠点の一部を海外に移転する市内企業も現れています。こうしたことから国際認証を取得するための費用への支援は必要と考えます。

平成25年度に I S O の認定取得を行う事業者があり、こうした企業が増加することにより市内の中小企業の企業間の競争力の向上及び経営基盤の安定が図られ、本市産業の振興及び活性化に寄与することから、今後も継続して補助をしていきたいと考えます。

今までの補助の実績ですが、平成19年度に2件、575,000円、平成20年度が1社で300,000円でございます。平成24年度が1社で300,000円でございます。この4件のうち平成19年度が I S O 1 4 0 0 0 シリーズが1件で、 I S O 9 0 0 0 シリーズが1件、平成20年度が I S O 1 4 0 0 0 シリーズが1件です。平成24年度は I S O 9 0 0 0 シリーズが1件です。平成25年度予定されているのが I S O 1 4 0 0 0 シリーズが1件です。

(前田委員)

少しでもやる気があるならば行政もバックアップする必要があるでしょうね。

(山口副会長)

これは非常に価値がありそうですね。

(柴委員)

3年ごとに認証するのに登録機関に支払う額が多すぎますよね。

(山口副会長)

環境省が推薦するのであれば、そういった少なくとも市の発注の要件にこういったものを優先にさせていただきたいですね。

(伊藤会長)

ではよろしいでしょうか。

(山口副会長)

評価についてですが総合評価も評価区分と同じで4段階のほうがわかりやすいと思いますが。

(伊藤会長)

事務局さんからはいかがですか。

(事務局)

前回は調べさせて頂きましたが総合評価区分も4段階でしております。

(伊藤会長)

それでは皆さん、4段階でよろしいでしょうか。

(西村委員)

4段階は良いのだけど、中身をね。

(伊藤会長)

ではもう一度前回の総合評価区分を読み上げていただけますか。

(事務局)

はい。Aは妥当なもの。評価区分と同じです。Bもおおむね妥当。Cは、検討を要するもの。評価区分は見直しという表現にしております。Dは不認可です。

(伊藤会長)

みなさん、いかがですか。では復唱します。Aは妥当。Bはおおむね妥当。Cは、検討を要するもの。Dは不認可です。この4段階ですが異論がなければこれでよろしいでしょうか。

(西村委員)

不認可というのは予算の不認可なのか項目の不認可なのかね。

(松本委員)

不認可というのは市長が認可するのかどうかじゃないのかね。不認可というのは廃止ということですよ。

(伊藤会長)

それは前に3段階ででてきた廃止という言葉ですよ。あくまでもCに検討を要するものとしてDに不認可としたほうが良いと思いますが。では、これでよろしいでしょうか。

(各委員)

賛同

(事務局)

評価4段階の結論は次回決定することとして、本日の1回目のヒアリングは終わりですね。次回は来週、同じ時間で2回目を予定しております。よろしくお願いいたします。

(伊藤会長)

では、本日1回目のヒアリングを終わります。ありがとうございました。

午後4時40分解散